



2026 年 10 月 16 日

各 位

上場会社名 株 式 会 社 ダ ブ ル エ ー
代 表 者 名 代 表 取 締 役 肖 俊 偉
(コード番号：7683 東証プライム)
問 合 せ 先 執 行 役 員 丹 下 祐 二
(TEL.03-5423-3601)

2027 年 1 月期第 2 四半期決算に関する質疑応答集 2

この質疑応答集は、2026 年 9 月 18 日付で公表いたしました「決算補足説明資料」および 2026 年 9 月 14 日付で公表いたしました「株主優待制度の拡充ならびに株主優待における対象条件変更（継続保有条件の追加及び保有株式数の変更）に関するお知らせ」に関し、株主・投資家の皆様からいただいたご質問とその回答のうち、株主優待制度の変更に関する主な内容を取りまとめたものです。詳細につきましては、末尾<ご参考>に記載しております決算説明資料等をご覧ください。

Q1. 2027 年 7 月末日を基準日とする株主優待から、対象条件に「継続保有条件」が追加されるとともに、大口保有特典の保有株式数の条件が一部変更されるということです。詳細を教えてください。

- A. 2027 年 7 月末日を基準日とする株主優待より、6 か月以上の継続保有を新たな株主優待の対象条件として追加いたします。また、大口保有特典の保有株式数の条件を 600 株以上から 1,000 株以上に変更いたします。なお、継続保有状況につきましては、各基準日（毎年 1 月末日・7 月末日）およびその 6 か月前の基準日において、同一の株主番号で連続して株主名簿に記載または記録されていることをもって確認させていただきます。あわせて、卑弥呼公式サイト／オンラインショップでご利用いただける株主優待券の金額上限を、4 万円（税込）から 5 万円（税込）に引き上げます。なお、株主優待券の金額上限が 5 万円（税込）となるのは、2027 年 7 月末日を基準日とする株主優待からとなります。

Q2. 2027 年 7 月末時点で大口保有特典の対象となるためには、2027 年 1 月末時点で 1,000 株以上を保有している必要はありますか？

- A. いいえ。継続保有期間 6 か月の判定において、各優待区分に必要な株式数を 6 か月間継続して保有していることは要件としておりません。2027 年 1 月末日および 2027 年 7 月末日の各基準日において、同一の株主番号で株主名簿に記載または記録されていることをもって、「継続保有期間 6 か月」の要件を満たすものとします。そのうえで、株主優待の区分については、2027 年 7 月末時点の保有株式数に基づき判定いたします。

したがって、2027 年 1 月末時点で 1,000 株未満の保有であっても、2027 年 1 月末日および 2027 年 7 月末日の両基準日において同一の株主番号で株主名簿に記載または記録されており、かつ 2027 年 7 月末時点で 1,000 株以上を保有している場合には、大口保有特典の対象となります。

Q3. 2027 年 1 月末に保有していた 100 株をすべて売却し、その後、2027 年 7 月末までに 100 株を再度購入した場合、2027 年 7 月末時点で「継続保有期間 6 か月」の株主に該当しますか？

A. いいえ。「継続保有期間 6 か月」の株主に該当するかどうかは、株主番号が継続しているかどうかで判断されます。2027 年 1 月末までに保有していた 100 株をすべて売却すると、株主番号が変更される場合があります。その後、2027 年 7 月末までに 100 株を買い戻した場合でも、株主番号が変更されている場合は、2027 年 1 月末から継続して保有しているとはみなされず、「継続保有期間 6 か月」の株主には該当しません。

Q4. 2027 年 1 月末に 600 株を保有し、2027 年 4 月に 400 株を買い増し、2027 年 7 月末まで 1,000 株を保有していた場合、2027 年 7 月末時点で「継続保有期間 6 か月」の株主に該当しますか？

A. はい。継続保有期間 6 か月株主に該当します。基準日の間に保有株式をすべて売却することなく、2027 年 1 月末日および 2027 年 7 月末日の両基準日において、同一の株主番号で株主名簿に記載または記録されている場合、継続保有と判定いたします。

したがって、この場合の株主優待は、各基準日時点の保有株式数に基づき以下のとおりとなります。

- ・ 2027 年 1 月末日： 変更前の株主優待制度に基づき、600 株保有として優待券 2 枚を贈呈
- ・ 2027 年 7 月末日： 1,000 株保有として優待券 2 枚を贈呈

Q5. 株式の保有期間を確認する方法はありますか？

A. 株式の保有期間については、当社の株式事務に関する証券代行業務を受託しているみずほ信託銀行までお問い合わせください。

電話 0120-288-324（フリーダイヤル）

Q6. どのような場合に株主番号が変更され、継続保有の判定に影響が生じるのでしょうか？

A. 以下の場合には、株主番号が変更となり、継続保有期間が途切れる可能性があります。なお、株主番号の変更の有無は、株主名簿上の登録・名寄せ状況等によって異なる場合があります。詳細については、お取引のある証券会社へお問い合わせください。

- ・ 相続・贈与等により株式の名義人が変更となった場合
- ・ 婚姻や転居により、株主名簿に記載の氏名・かな・住所等が変更となった場合
- ・ 株式をお預けの証券会社を変更した場合や株式を他の証券会社等へ移管した場合
- ・ 株主様の親権者および後見人等の法定代理人、常任代理人の変更・解除があった場合
- ・ 保有株式を全て売却した後、基準日までに 再度株式を買い戻した場合
- ・ 証券会社の貸株サービスの利用等により、基準日時点で株主名簿から外れた場合
- ・ その他、株主名簿上の登録がいったん抹消され、その後、再度登録された場合

※上記は株主番号が変更となる可能性がある主なケースです。株主番号の変更の有無や継続保有の判定については、株主名簿上の登録・名寄せ状況によって異なる場合がありますので、詳細はお取引のある証券会社へお問い合わせください。

Q7. 単元未満株式の取扱いについて教えてください。

A. 単元未満株式を保有されている株主様についても、通常、株主名簿に記載または記録され、株主番号が付与されております。そのため、継続保有期間6か月の判定においては、単元未満株式を保有している場合であっても、各基準日において同一の株主番号で株主名簿に記載または記録されている限り、継続保有の判定対象となります。

また、株主優待の対象となるか、および優待区分については、各基準日時点の保有株式数（単元未満株式を含む）に基づき判定いたします。

例えば、以下の場合となります（いずれも株主番号が同一であることを前提とします）。

- ・2027年1月末時点で10株を保有し、2027年7月時点で1,000株を保有している場合
この場合、2027年7月末時点の保有株式数が1,000株であるため、株主優待の対象となります。
- ・2027年1月末時点で110株を保有し、2027年7月時点で10株を保有している場合
この場合、2027年7月末時点の保有株式数が100株未満となるため、株主優待の対象となりません。

<ご参考>

- ・2027年1月期第2四半期決算補足説明資料 2026年9月18日公表
- ・株主優待制度の拡充ならびに株主優待における対象条件変更（継続保有条件の追加及び保有株式数の変更）に関するお知らせ 2026年9月14日公表

以上

免責事項

- ・本資料は、当社の企業説明、決算説明に関する情報の提供を目的としたものであり、当社が発行する有価証券への投資を勧誘することを目的としたものではありません。
- ・本資料は、2026年9月14日公表の2027年1月期第2四半期決算の内容に関して頂戴したお問合せ、感想などの内容に基づき、一部表現を修正して公表するものであります。
- ・本資料に記載される情報は、いわゆる見通し情報を含んでおり、当該情報は本資料公表時点における当社の見解であり、将来に関する記述につきましては、今後様々な要因により変動する可能性があることをご承知おきください。